

NPO・ボランティア活動促進指針

～ 思いを形にする6つの仕組みづくり～

平成14年(2002年)11月
東 京 都 北 区

指針を策定するにあたって

基本構想では、北区の将来像を「ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち - 人と水とみどりの美しいふるさと北区」と定めています。

この将来像を着実に実現していくため、北区基本計画2000では、未来につなぐ5つの重点ビジョンのなかに「パートナーシップを築きあげる」を掲げ、「コミュニティ支援の充実」及び「NPO等支援指針の策定」を計画事業としています。

上記2つの事業の実施にあたり、区民の皆様と一緒に考え築き上げるため、平成13年9月に東京都北区区民活動促進検討委員会を設置いたしました。委員会は、学識経験者、区内の各種活動団体の推薦者及び公募の区民の方で構成され、検討会（10回）と市民フォーラムを経て、平成14年7月に報告書「北区における市民活動の促進に向けて～思いを形にする仕組みづくり～」を北区長に提出しました。

本指針は、検討委員会の報告書を基に、区議会及び区民の皆様からのご意見を参考に区においてさらに検討を重ね作成いたしました。

本指針は、中期計画の3つの重点戦略のうち、協働：ときめき戦略を推進していくに際し、区が実施するNPO活動促進策及び事業に対する基本方針を定め、促進の整合性を図ることを目的としています。指針の実現に向け、一步一步着実に前進してまいります。

今後、具体的に促進策を展開していく中で生じる課題や社会環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行ってまいります。

平成14年11月

目 次

第1 指針の基本的考え

1 促進の必要性(「新しい公共」の視点)・・・・・・・・・・	1
2 促進の対象とするNPO・ボランティア活動とは・・・・・・・・	1
3 NPO・ボランティア活動の可能性・・・・・・・・・・	2
4 NPO・ボランティア活動を促進することで期待できる成果・・	3
5 「促進」と「協働」の原則・・・・・・・・・・	3

第2 NPO・ボランティア活動促進策(6つの仕組みづくり)

指針1 活動・参画の仕組みづくり(活動拠点の整備)・・・・・・・・	5
指針2 信頼・連携の仕組みづくり(情報の共有)・・・・・・・・	8
指針3 継続・拡大の仕組みづくり(担い手づくり)・・・・・・・・	9
指針4 自立・協働の仕組みづくり(資金面の確保)・・・・・・・・	10
指針5 調整・発展の仕組みづくり(活動促進委員会)・・・・・・・・	11
指針6 理解・共感の仕組みづくり(区の促進体制)・・・・・・・・	12

第1 指針の基本的考え

1 促進の必要性(「新しい公共」の視点)

これまで社会に必要な公共サービスは、主として行政と企業が担ってきた。さらに、21世紀の今日において、少子高齢化がますます進展する一方、都市型の生活様式が地域社会や家族のあり方を大きく変えてきたため、あらゆる生活領域において、区民は公共サービスへの依存度を高めている。

このような公共サービスは、ますます増大すると考えられるが、行政だけで対応することは、その解決を困難にするばかりでなく、結果として区民の自助・互助の活動を遠ざけることになる。

区民のもつ公共的精神やあふれる活力を再確認して、NPO・ボランティアを社会に必要な公共サービスの担い手として考え、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という区民自治のもと、住みやすい地域社会を作っていくことが重要である。そのため、潜在的な区民の活力を顕在化させ、すでに活動している区民の活力をさらに伸ばし、21世紀の北区をより豊かなものにしていくことが長期的な視点から必要である。

従来の行政が担ってきた「公共」に対して、NPO・ボランティアもその公共の主要な担い手と考えるため、「新しい公共」と呼ぶことができる。この新しい公共という考え方を実現するためにも、NPO・ボランティア活動を促進することが必要だと考える。

2 促進の対象とするNPO・ボランティア活動とは

区民の非営利で、自主的、自発的に行われる、あらゆる分野における多様な活動(区民活動)は、心豊かな社会を実現していくうえで、重要で必要な活動である。

北区では、現在まで区民活動がさまざまな形で行われてきた。しかし、行政が区民ニーズの全てに従来の発想で対応することに限界が生じている今日、区民が自らまちづくりの担い手として直接行動し、参画することが必要となっている。「新しい公共」を区と共に担い、区と協働し、時には競いながら、人間性豊かで、選択肢の多い開かれた地域社会を実現していくには、区民活動のうち公益的な活動の促進が強く求められる。

この観点から、本指針では、区民活動のうち、「区民の非営利で、自主的、自発的に行われる、福祉、教育、防災、環境、文化などの公益的な活動」をNPO・ボランティア活動として定義し、北区が促進していく対象とする。宗教活動や政治活動を目的とした活動、特定の候補者等を推薦・支持する活動は、対象としない。

区民活動・・・区民の非営利で、自主的、自発的に行われる、あらゆる分野における多様な活動
NPO・ボランティア活動・・・区民活動のうち、公益的なもの(NPOは、法人格の有無は問わない)

「非営利」の活動を対象とする。「非営利」とは、利益をあげても関係者の中で分配せず、非営利の活動目的のために使うことをいう（NPO・ボランティア活動の資金を求めて行うバザーや講習会等）。

「公益」とは、不特定かつ多数の者の利益を指す。従って趣味のサークルや同好会的な活動は、対象にしない。

NPO・ボランティア活動を行う団体の法人格の有無・種類や事務所所在地といった形式的な面からではなく、その活動が担っている課題ベースでNPO・ボランティア活動を捉える。身の周りや社会の問題の解決や社会のあるべき姿の実現に取り組む活動であれば、町会や自治会等の地縁団体、会員制による協同組合、グループや個人の活動も対象となる。

例えば地域のイベントに参加するために企業の従業員が行う打合せなどである。

NPO・ボランティア活動には、ボランティアとしての個人の活動やグループで行う活動があり、また、自前の事務所を持ち、有給スタッフを置くなど組織を整えて非営利組織＝NPOとして継続的に行う活動もある。これまでNPOは、ほとんどが任意団体であったが、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行により、NPO法人が新たなNPO活動の担い手となっている。

3 NPO・ボランティア活動の可能性

- (1) **NPO・ボランティア活動は、社会参加と自己実現の「場」を提供する。**近年、生き甲斐や仲間を求めてNPO・ボランティア活動に参加する人が増えている。ボランティア活動をするに際し、自分が楽しいからやっている人が増えている。NPO・ボランティア活動への参加要求も区民ニーズの一つになっている。
- (2) **NPO・ボランティア活動は、新たな地域コミュニティの構築に重要である。**人と人とのつながりや地域への帰属に対する意識など社会環境の変化の中で、福祉活動や環境活動など地域の課題解決に取り組むNPO・ボランティア活動が活発化している。このようなNPO・ボランティア活動と地域の基礎的な役割を担う区民組織とが問題意識を共有化することによって、区民のまちづくりへの参加意識を高め、地域全体の豊かさをもたらすことが期待される。
- (3) **NPO・ボランティア活動は、様々な要望に対して柔軟に対応する。**ニーズに応じた適切なサービスの提供、個別のニーズにきめ細かく弾力的に応えるなど、公平性に基づく行政では行えない形でのサービスの提供が行われる。
- (4) **NPO・ボランティアは、分権型社会の担い手になる。**地方分権社会が進展する中で、個人の自己実現と社会的課題の解決を同時に進めようとするNPO・ボランティアには、地域の個性や主体性に応じたまちづくりの担い手としての役割が期待される。
- (5) **NPO・ボランティア活動は、行政の体質改善（行財政改革）を促します。**意思決定過程への区民参加を促進することや、NPO・ボランティア活動が活性化し、公・民の適正な役割分担が行われる過程で行政の役割の見直し（体質改善）が必要になる。

- (6) NPO・ボランティア活動は、雇用の受け皿となり、企業とは別の原理に基づく経済活動の主体（コミュニティビジネス）として経済効果を創出する。コミュニティビジネスとは、地域の生活者・区民が主体となって、地域の課題をビジネスチャンスと捉えて“地域課題解決型ビジネス”を推進することにより、地域におけるコミュニティの再生と地域経済の活性化を同時に達成しようという新しい地域づくりの手法である。NPO・ボランティア活動がコミュニティビジネスに発展する可能性もある。
- (7) NPO・ボランティア活動は、多元的で成熟した市民社会への変革を促す。NPO・ボランティア活動は、具体的ニーズに日常的に接することを通して、行政が発見できていない課題、あるいはその時点では行政が取り上げることができない課題について、先駆的、冒険的活動を行い、政策提言（アドボカシー）を行う。

4 NPO・ボランティア活動を促進することで期待できる成果

NPO・ボランティア活動を促進することで、行政とNPO・ボランティアに期待できる成果を整理すると次のとおりである。

行政に期待できる成果	NPO・ボランティアに期待できる成果
(1) 自治・分権のパートナーとなる新たなセクターが成長する。 (2) 行政自身の自己改革（意識改革） (3) 区民参加による事業の適正化、見直し・・・的確なニーズの把握 (4) 分権推進・・・個性豊かなまちづくり (5) 行政の体質改善	(1) 自治の担い手としての社会的認知 (2) 自己実現・・・生き甲斐のある社会 (3) 社会的・経済的活動基盤の整備 (4) 施策への区民参加の制度化

5 「促進」と「協働」の原則

(1) 促進

「促進」とは、区の恣意的な誘導ではなく、自発的で自立的な活動が起き、展開していくように地域の条件整備を行うことである。

促進の対象とするNPO・ボランティア活動は、社会的な課題に対する多様な考えに基づいている。区民のニーズは変化していくものであり、現在重要でなくても、将来の社会において不可欠になるものもある。従って、区は、多様な社会サービスを行うNPO・ボランティア活動を選別するのではなく、広く、様々なNPO・ボランティア活動の自立性を尊重しつつ促進していくものとする。

(2) 協働

「協働」とは、区とNPO・ボランティア、またはNPO・ボランティア同士の目的が共通する事業であるときに、互いに協力しあって事業を行うことである。

「協働」することは、区民のニーズに適切なサービスを提供するために有益であるとともに、区やNPO・ボランティアのみではできない新しい社会サービスを提供することも可能にする。真の協働関係を築くには、その背景に区において幅広いNPO・ボランティア活動が展開されていることが求められる。区は、NPO・ボランティア活動を活発化し活動の裾野を広げるための促進策を積極的に進めていくものとする。また、区は、以下の から に留意しつつ、協働を進めていくものとする。

NPO・ボランティアの自発性・多様性の尊重。

不特定多数の利益増進の視点。特定の個人・団体の利益等に利用されないよう健全な発展を図る。

対等な協働関係（パートナーシップ）の構築。お互いの信頼関係を築くために、区とNPO・ボランティアとの対話によるそれぞれに対する期待や役割の確認を行っていく。

第2 NPO・ボランティア活動促進策(6つの仕組みづくり)

区が、NPO・ボランティア活動を促進していくにあたり、NPO・ボランティア活動の自主性、主体性を確保する観点から、間接的な促進を原則とする。

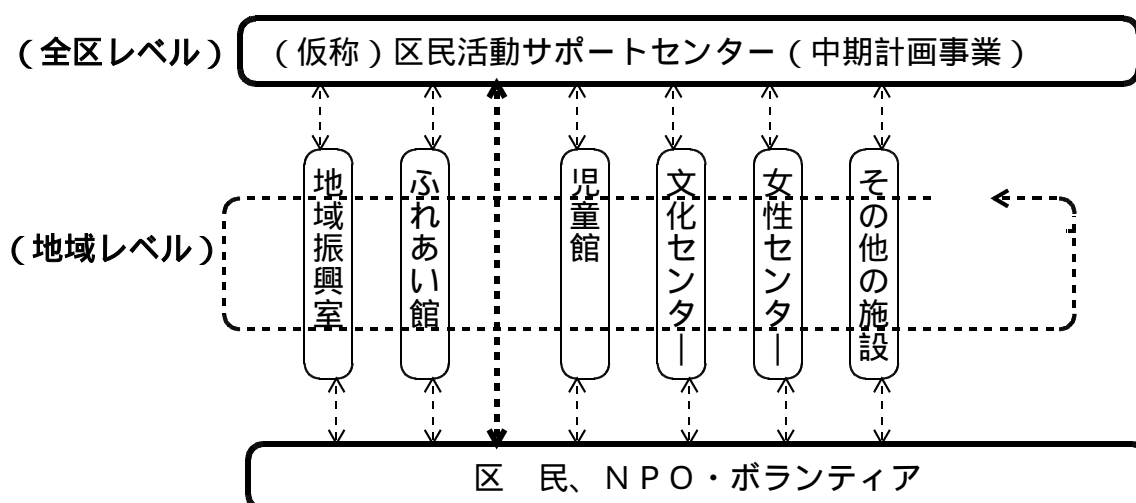
指針1 活動・参画の仕組みづくり(活動拠点の整備)

- 1 活動の拠点は、場に備える機能に応じて、全区レベルと地域レベルの2層の拠点を整備する。
- 2 全区的な拠点(「仮称」区民活動サポートセンター)の管理運営は、公設民営とし、計画段階から区民との協働を推進していくよう努める。
全区的な拠点の管理運営は、区や企業、学術研究機関との橋渡のできる中間的なNPO(中間支援組織)によることとし、様々な面からサポートを行うことを目指す。また、地域レベルでの拠点におけるNPO・ボランティア活動のサポートも行うことを目指す。
- 3 地域レベルの拠点については、利用者の立場を尊重した既存施設の更なる活用を図るための検討を行う。管理については、地域の事情に応じた管理方式を採用するよう努める。

(1) 2層の拠点

第一の層は、情報の共有化、分野を超えた団体間のネットワーク、専門的な相談、助言研修等を行うための北区の全区レベルの拠点である。

第二の層は、日常の打合せや作業を中心に地域やコミュニティに根ざした活動の促進を図るための地域レベルの拠点である。



(2) 全区レベルの拠点

サポートセンターは、アクセスしやすいよう主要な駅から近く、付近に駐車場・駐輪場があるなどの利便性のある場所に整備するよう努める。

目的

区民主体のまちづくりを促進するためのネットワークの拠点及び活動展開に必要な情報を提供する施設とし、現状への対応ばかりでなく、将来に向けて新しいNPO・ボランティア活動の動きをつくりだすことを重視して、設置・運営する。

基本的な考え方

- A NPO・ボランティア活動の情報拠点として、活動の促進を図る。
- B NPO・ボランティアの自立化を促進する。
- C 総合的なNPO・ボランティア活動促進の機能を備える。
- D 北区の地域性を反映させる。

望まれる具体的な機能

機能	内容(具体例)
A 場と機材の提供	オープンスペースや区切られた会議室と印刷機、ロッカーなどの必要な器具や備品の提供
B 情報の収集と提供・発信	NPO・ボランティア活動に関する情報誌の発行、NPO・ボランティアのデータベース化、シンポジウムやフォーラム等の開催、NPO・ボランティア活動の啓発と広く社会に訴えるPR活動、全区的に活動を広く伝えるメールマガジンの編集・発信等
C 学習機会及びNPO・ボランティアの相互交流機会の提供	NPO・ボランティアのIT化を進めるための団体対象のパソコン研修、NPO・ボランティア活動に関する研修、財務管理に関する研修等
D 相談対応	NPO・ボランティア活動についての相談・助言等に対応できる体制の整備
E 人材の紹介、派遣、交流	人材のデータベース化、NPO・ボランティアへの人材の紹介・派遣・交流に関する事業、NPO・ボランティアが持っているノウハウの相互交換等
F コーディネート機能	他の様々な支援組織との連携、公共サービスの受託に関するコーディネート機能、区・議会・企業・区民等とのパイプ役となるコーディネート機能、NPO・ボランティアのネットワーク化の促進等
G コンサルティング機能	様々なNPO・ボランティアの自立的な活動・運営に関する助言・コンサルティング、財務・税務・法務に関する助言、指導等のコンサルティング
H インキュベーター機能	NPO・ボランティア活動の事業化、活性化及びNPO・ボランティアによる新規事業の起業化を支援
I シンクタンク、アドボカシー(政策提言)機能	調査研究や区との協働によるまちづくりに関する政策提言等
J その他	その時々様々な課題に鋭敏に対応

運営

サポートセンターの運営については、民営とすることにより、一層、区民のニーズにあった利用しやすい施設にする。運営を担う団体が、NPO・ボランティアを支援するNPO（以下「中間支援組織」という。）として、民間相互支援を促進する環境を築いていく。

サポートセンターを拠点とした中間支援組織による支援

A NPO・ボランティア活動の自主性や独自性を尊重した支援をしていくため、区から独立した意志決定システムの確立している民間の中間支援組織がNPO・ボランティア活動支援を行うよう努める。

区は、この中間支援組織が継続的に十分な活動を行うことができるように環境整備を行う（間接支援）。

中間支援組織が、「行政の下請化」や「特権的なNPO」とならないよう留意するものとする。

B サポートセンターの管理運営を行う組織には、区や企業、学術研究機関など異なるセクターや分野にまたがった橋渡しができる、「仲介能力」が求められる。

C サポートセンターに求められる機能のうち、相談、情報提供、コンサルティングなどは北区社会福祉協議会の運営する「ボランティア・市民活動センターきた」が分野を問わずNPO・ボランティア活動の支援事業を行っているので、サポートセンターの開設にあたっては、事業が重複する「ボランティア・市民活動センターきた」との調整・役割分担を行う。

（仮称）区民活動サポートセンターの整備

中期計画では、サポートセンターの整備（14年度検討、15年度設置）を計画事業としている。そこで、サポートセンターの運営方法、機能、中間支援組織などの詳細は、本指針を基本として速やかに検討を進めていく必要がある。その際、運営を円滑に進めるため、区は、当初からNPO・ボランティア活動を行っている者または行おうとしている者の自由参加方式による検討を行い、その検討結果を基礎として、区民・区議会の意見を踏まえ方針を定めるものとする。

(3) 地域レベルの拠点

どんな施設が必要か、管理をどうするかは、地域の実情、地域が持っている様々な施設の状況などの特性をみて、地域の中で議論する必要がある。地域の人たちがかわりながら、ものごとを考えていける仕組み、オープンに話し合いができる体制づくりを早急に行う。

既存施設の更なる活用を図ることが必要である。そのためには、簡単にだれでも気軽に利用できるよう申込方法を簡易にしたり、利用時間帯の設定（夜間、休日の利用、1時間単位の利用など）を利用者の要望にあわせた柔軟な利用システムの検討を行う。また、分野別で運営されてきた施設を共通して使えるようにすることを検討する。

当面は、集会室のデータベース化を行い、住民が施設の規模、予算、場所等別に情報を得られるようにし、将来的にはインターネットを活用し、予約も行えるよう目指す。

地域振興室の活動コーナーなどNPO・ボランティア活動促進のための資源について、住民に十分な周知がされるよう、PRを積極的に行う。

地域振興室の役割と機能を整理して、運営を含めて住民が積極的に活用できるような体制を築くよう努める。当面、情報の拠点として活動情報の提供を通じて交流を図る。

活動に役立つ備品等については、施設間の相互利用ができるように効率的な配送システムを構築し、施設間で調整できるよう検討する。

登録制度の導入などにより、NPO・ボランティアが施設をより有効かつ自由に使用できるよう検討する。

指針2 信頼・連携の仕組みづくり(情報の共有)

- 1 NPO・ボランティア活動に関する総合的な情報システムをつくり、必要とするものが容易に入手できる仕組みをつくる。
- 2 ITをNPO・ボランティア活動の促進に活用できるようにハード（パソコン、CATV等を利用できる環境づくり）、ソフト（インターネット、CATV等を利用しての知識・技術の修得の機会づくり）の整備を行う。
- 3 センターの管理運営を行う中間支援組織と区が連携し、促進の体制づくり、団体の情報公開のルールづくりを行う。

(1) NPO・ボランティア活動に関する情報を公開、共有し、閲覧を容易にすることにより、区民がNPO・ボランティア活動に参加またはNPO・ボランティアにより提供されるサービスを利用しやすくなり、より多くの賛同者、ボランティアといった区民の支援を得ていくことが可能になる。また、区との協働、団体間のネットワークを形成していく基礎にもなる。

- (2) ITの日常生活への急速な浸透を考慮すれば、北区ニュース等の紙媒体による情報発信提供を維持しつつ、インターネット、ケーブルTVなどの新しい媒体による情報発信に取り組んでいくことが急務である。
- (3) 中間支援組織と区が連携し、促進の体制づくりと団体の情報公開のルールづくりを行う。

指針3 継続・拡大の仕組みづくり(担い手づくり)

- 1 NPO・ボランティア活動における担い手づくりは、区民が主体的に行うことが基本であるが、地域づくりを目的とした協働の観点から区が関わる必要もある。ただし、NPO・ボランティア活動の自立性を確保していくため、区はできる限り間接的に関わるよう努める。
- 2 NPO・ボランティア活動の一般的なすそ野の拡大のための活動については、区が直接行うよう努める。

- (1) 特に、協働事業の初期段階における区民の中から担い手を得るための環境づくりは大切である。ただし、NPO・ボランティア活動の自立性を確保するため、区が関わる場合にも、できる限りNPO・ボランティアや中間支援組織に委ねるなど間接的な方法を取り、区が直接行うことを少なくするよう努める。
- (2) 担い手づくりの内容としては以下のものが考えられる。
 - 区が直接行うことが必要なもの
 - ア NPO・ボランティア等のすそ野の拡大を目的としたNPO・ボランティア活動の促進
 - 中間支援組織による間接的なもの
 - ア NPO・ボランティアの立ち上げや法人申請、運営についてのノウハウなどについての研修、講座の開設
 - イ 各団体が行う研修、講座などの情報提供
 - ウ ネットワーク化による相互の人材活用の可能な環境づくり
 - エ NPO・ボランティアの会員、ボランティア、職員募集などの周知による新たな人材確保に向けた支援

指針4 自立・協働の仕組みづくり(資金面の確保)

- 1 NPO・ボランティア活動の資金の確保については、NPO・ボランティアの自立性を尊重しつつ事業内容に応じて多角的な対応を検討する。社会全体が合意できるものとするため、公平性、公正性に則った明確なルールづくりが必要である。
- 2 補助金については、期間を限定したサンセット方式を取り入れるなどの方法により既得権益化することを避けるよう努める。
- 3 現在、区が担っている事業の内、NPO・ボランティアに委ねることが望ましい領域については、事業委託を推進する。
区とNPO・ボランティアとで協働のルールづくりを行う。

NPO・ボランティアの資金の確保については、団体の自主性、自立性を尊重する観点から直接的な資金の援助については、慎重に検討するとともに、以下の多角的な対応を検討する。

第一は、会費等の収入の確保に向けた支援である。そのためには、活動に対する社会的認知を高め、多くの区民や企業が参加、支援しやすくなる環境づくりが必要である。また、多くの区民が自らが共感する活動に対し、寄付をしやすい制度の検討も行う。この場合は、制度を維持していくための経費が寄付によって得られる効果に比べてバランスを欠かないよう注意を要するとともに、寄付する側も責任を持った寄付をできるような仕組みにすることに努める。

第二は、事業収入の拡大への支援である。そのためには、提供するサービスをより多くの人々に知らせるための広報・メディアづくりや団体のメンバーの能力向上に向けた研修を行う。中間支援組織と連携しながら取り組むことに努める。

第三は、区からNPO・ボランティアへの事業委託の促進である。委託の長所としては、団体の活動の支援となるとともに、住民サービスの向上にもつながり、活動の活発化に寄与すること。区との協働という面からも相互理解が進み、連携・協力の関係を通じて、よりよい社会サービスを提供できることがある。一方、団体を行政の下請化してしまう懸念があるので、区とNPO・ボランティアによる協働のルールづくりが必要である。

現在、区が担っている事業の内、NPO・ボランティアに委ねることが望ましい領域については、事業委託を推進する。興味を持った人々が、地域の中で活動する場を、あるいは組織をつくって、受託できるように区は積極的にNPO・ボランティアへの委託事業を拡大していくことを早急に検討する。NPO・ボランティア活動の特徴を充分生かすためには、NPO・ボランティアへの委託を進めるためのパイロット委託事業を検討したり、金銭以外の要素が加味できる競争方式、総合評価方式といったものの導入の検討を行う。

第四は、場の提供や技術的援助による経費の節約に向けた仕組みづくりである。NPO・ボランティアがより区の施設を利用しやすくすることやIT技術の習得の機会の提供などにより活動経費を節約できるようなしくみの検討を行う。

第五は、補助金、助成金などの直接的な資金の確保である。区が設置する補助金については、期間を限定したサンセット方式等を取り入れることにより既得権益化することを避けるよう努める。

また、新たな活動の立ち上げ資金の援助、中間支援組織によるさまざまな助成金に対する情報、申請方法のノウハウの提供などの資金確保のためのサポートシステムについても検討を行う。

指針5 調整・発展の仕組みづくり(活動促進委員会)

NPO・ボランティア活動促進指針の円滑かつ適正な執行を図るとともに、新たな課題に対し迅速、的確な対応を担保するため、(仮称)NPO・ボランティア活動促進委員会を設置する。

- (1) 本指針の運用、実践を担保するための第三者機関として、(仮称)NPO・ボランティア活動促進委員会を設置する。(仮称)NPO・ボランティア活動促進委員会には、変革し続けるNPO・ボランティア活動に対して、区が適切に対応するよう提言を行う。
- (2) (仮称)NPO・ボランティア活動促進委員会の具体的役割は以下のものとする。
 - 指針の効果的運用への監視、指導・提言
 - 既存制度の点検・見直しなどの検討・助言
 - 新たな制度構築の検討
 - 制度の審査
 - その他NPO・ボランティア活動の促進に関し必要な事項
- (3) (仮称)NPO・ボランティア活動促進委員会の構成については、以下のとおりとし、区は委員会の運営及び検討等が円滑に行われるよう積極的に協力する。
 - 各種団体の推薦を受けた者
 - 公募の区民
 - (仮称)区民活動サポートセンターを運営する団体の代表者または準じる者
 - 学識経験者

指針6 理解・共感の仕組みづくり(区の促進体制)

- 1 区が実施しているNPO・ボランティア活動促進事業を一元的に把握し、組織の効果的連携を図るため、総合窓口を設置する。
また、NPO・ボランティア活動の効果的な促進のため、各課に配属されている職員の中から最低一人、NPO・ボランティア活動推進員をおく。NPO・ボランティア活動推進員は、総合窓口及び他課との連携を図りつつ、NPO・ボランティア活動の促進及びNPO・ボランティアとの協働を推進していく。
- 2 NPO・ボランティア活動に関する職員の意識改革を早急に行う。そのため、中間支援組織との協働により研修プログラムを開発するよう努める。

(1) NPO・ボランティア活動促進に関する総合窓口と推進員の設置

総合窓口は、中間支援組織と協働して、各課や関係機関との連携のとれた支援を推進する。そのため、各課内の職員のうち最低一人をNPO・ボランティア活動推進員とし、重点的に研修を実施することにより、NPO・ボランティア活動、協働への理解を深める。推進員は、自課の事業を把握し、総合窓口及び他課との連携を図りつつ、NPO・ボランティア活動の促進及びNPO・ボランティアとの協働を推進していく。また、課ひいては区役所の職員全員の意識の向上に向けての役割を果たす。庁内に協議機関を設置し、例えば、職員向けNPO・ボランティア活動促進マニュアルの作成等を通じて、ノウハウの共有化を図るなどして、区の一貫した促進体制を築く。

さらに、総合窓口は、中間支援組織と協働して、国、都、社会福祉協議会及び企業等が行うNPO・ボランティア活動支援メニューを有効に活用するため、各種施策を把握し、広くNPO・ボランティアに紹介する。各種支援メニューのガイドブック作成・配布やインターネットによる情報提供などを行う。

(2) 職員の意識改革

NPO・ボランティア活動、NPO・ボランティアに対する理解、意識啓発のための研修プログラムを中間支援組織と連携して開発するよう努める。

NPO・ボランティア活動への理解を深めるため、NPOとの共同研修、期間を限定した派遣も検討する。

